

平成28年第11回

教育委員会定例会会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 平成28年9月15日(木)午前9時30分
2. 開 会 平成28年9月15日(木)午前9時30分
3. 閉 会 平成28年9月15日(木)午前11時13分
4. 出席委員 八木 隆夫教育長  
羽石 寛寿教育長職務代理者  
中井 保 委員  
森脇 正子委員  
亥埜 誠治委員
5. 事務局 松下 篤志教育次長兼教育総務室長・北田 千秋学校教育部長・  
松川 剛生涯学習推進部長・大湾 喜久男学校教育部付部長兼学  
校規模適正化室長・小川 暢子生涯学習推進部付部長・古賀 伸  
一生涯学習推進部次長兼青少年育成課長・高崎 育学校教育部次  
長兼指導課長・久保 昌司学校管理課長・真鍋成史社会教育課  
長・寺本 憲昭給食センター所長・末松 肇図書館長・川村 光  
子 図書館課長・後藤 秀也総務室課長
6. 議事日程
 

日程 1	会議録署名委員指名
日程 2	会議時間決定
日程 3 報告第15号	教育長の報告について
日程 4 議案第35号	交野市立学校の府費負担教職員の勤 務時間、休日、休暇等に関する規則の 一部改正について
日程 5 議案第36号	交野市立小学校及び中学校の通学区 域に関する規則の一部改正について
日程 6 議案第37号	指定管理者候補者の選定について

## 7. 議事内容

八木教育長

おはようございます。只今より、平成28年9月第11回教育委員会定例会議を始めます。会議を始める前に、事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

後藤課長

はい、本日の出席状況を報告いたします。本日の出席者は4名でございますが、1名亥埜委員におかれましては、遅れるということでお電話をいただきましたので、遅れて来られます。宜しくをお願いいたします。

以上、報告を終わります。

八木教育長

はい。亥埜委員は遅れられるということですが、3名の委員の方はお揃いですので始めさせていただきます。

それでは、只今より定例会議を始めさせていただきます。本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従って進めたいと思います。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか？

全員

異議なし。

八木教育長

ご異議ありませんので、森脇委員宜しくをお願いいたします。

森脇委員

はい。

八木教育長

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。会議時間の決定につきましても教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか？

全員 異議なし。

八木教育長 はい。ご異議ありませんでしたので、只今より午前11時30分までといたします。

続きまして、日程3 報告第15号「教育長の報告について」を議題といたします。報告事項の概要を順に事務局から説明願います。

まずは、報告事項1「学校教育施設の目的外使用許可について」の概要説明をお願いいたします。

久保課長 はい。それでは、報告事項1「学校教育施設の目的外使用許可について」ご報告させていただきます。

まず1点目なんですけれども、こちらは事後報告という形になってしまいますが、申請者につきましては消防本部の平井消防長でございます。使用日時といたしましては、9月10日（土）の午前9時から正午までとなっております。使用施設といたしましては、藤が尾小学校のプールでございます。使用目的といたしましては、水難訓練を実施されております。

続きまして2件目でございますが、申請者は黒田市長でございます。使用日時といたしましては、11月4日（金）午後4時から午後8時まで。それから、翌日の5日（土）午前9時から午後3時までとなっております。使用施設といたしましては、岩船小学校の体育館でございます。使用目的といたしましては、天野が原保育園の園児・保護者・保育者とのふれあい遊びを実施される予定となっております。

以上の2件について、申請内容を確認の上許可しております。報告は以上でございます。

八木教育長      はい。説明は終わりました。質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか？

全員              質疑なし。

八木教育長      よろしいでしょうか。1つ質問で、水難訓練なんですけど、その中身までは聞かれていますか？

久保課長        はい。あくまで例えばということでも一例聞いているんですけども、例えば、大雨とかで川の水かさが増しまして、中州に取り残されるようなことがあったときに、交野の場合はそんな大きな川はないんですけども、そういったことをプールに見立てて想定して、ロープを張ったりとかというような形で人命救助の練習をするということを聞いております。

八木教育長      そうですか。普通、目的外使用の学校と言うと大体水を撒く練習なので、それがプールを使っているのでものをするのかと思います。水難訓練をされたわけですね？

久保課長        はい、されました。

八木教育長      はい、分かりました。それでは、この件につきましては質疑なしとさせていただきます。

続きまして、日程4 議案第35号「交野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

高寄次長        はい、ご説明いたします。本規則の改正は、府立高等学校の職員の同規則が改正されたことにあわせて、交野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則を一部改正する

ものです。改正内容につきましては、新旧比較表が分かりやすいのでご覧ください。

改正は2点ございます。1点目は、「育児又は介護を行う職員の勤務時間の割り振り及び勤務時間」のところに、「公務の運営に支障がない場合に限り」という文言が追加されております。

2点目は、これまでは保育所等の送迎の場合に認められていた特例が「当該子の養育」とされました。

例を挙げて具体的に申し上げますと、交野市立学校の職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までですが、これまでは、保育所等の送迎がある場合は勤務時間をずらすことができました。例えば、午前9時から午後5時30分までの勤務とすることが特例として認められていました。

本改正によって、保育所等に通っていない場合、例えば、家族に子どもを預ける場合でも勤務時間をずらすことができるようになりました。それが「当該子の養育」という風になっております。ただし、1校で3人も4人も午前9時からの勤務を認めますと担任等の業務に影響が出ますので、「公務の運営に支障がない限り」という文言が追加されたものでございます。

説明は以上でございます。規則の一部改正について承認いただきますようお願いいたします。

八木教育長      はい、説明は以上です。質疑を受けたいと思いますが、質疑はありませんか？

全員              質疑なし。

八木教育長      よろしいですか？これは高寄次長、「公務に支障がない限り」というのは今のご説明のとおりで理解ができますが、前は「保育

所等へ」ということに限定していたのが、別に保育所等へ送り迎えでなくても、何かの事情があったらいいよということになったということですね？

高寄次長       そうですね。小学校就学前の児童を養育する職員についてはということで、家族等に見てもらっている場合でも認められるということになりました。

八木教育長       前も「等」と付いていたので、それも「等」と言ったら良かったのかもしれませんが、それをもう少し分かりやすくしたということですね。

高寄次長       はい。

八木教育長       ただ、それを乱用されると学校は困るから、「公務の運営に支障がない限り」という文言が追加ということで理解したら良いわけですね？

高寄次長       はい。

八木教育長       はい、分かりました。

中井委員       すみません。

八木教育長       はい。

中井委員       これは、府費の先生は大阪府下全部の教育委員会でこの改正をやっているわけですか？それとも交野市だけですか？

高寄次長       いえ、府立学校でしましたのでということで通知がきましたので、おそらく他市町村も同じような形でされると思います。

八木教育長 私自身もあっちの立場にいたときに不思議に思ったんですが、基本的には府立学校の先生の規則をまず府が変えるんです。

中井委員 そうですね。

八木教育長 それをしてから、昔の人は市町村に対して準則というお手本を送ってきまして、あなたの町でも変えなさいよということでやっていた。

これは準則は送ってこないんですね？

高寄次長 送ってこないです。

八木教育長 そういうことで、結局府費負担なので、府立学校の先生と同じ扱いをしないといけないということでそれに合わせるということです。一応市町村職員ですからね、府費負担とは言うものの。ですから、市町村の方の規則を変えてくださいということです。

中井委員 それは、基本的には府の教育委員会と市町村の教育委員会との関係ですよ。

八木教育長 そうです。他にご意見ございませんか？よろしいでしょうか？

全員 質疑なし。

八木教育長 それでは、質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第35号「交野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいかお伺いいたします。よろしいでしょうか？

全員 はい。

八木教育長        はい、異議なしと認めます。以上で、日程4 議案第35号「交野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を終わります。

      続きまして、日程5 議案第36号「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

久保課長        はい。議案第36号「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」ご説明させていただきたいと思いますが、事前にお配りさせていただいておりました資料に追加で改正内容等がございましたので、本日改めてお手元に修正した資料の方をお配りさせていただいておりますので、そちらの方をもってご説明させていただきます。ございますか？

八木教育長        はい、どうぞ。

久保課長        はい、それではご説明させていただきます。この資料の10ページ目に参考資料という形で図を付けさせてもらっております。こちらの地図をもとに改正内容等ご説明させていただきたいと思います。

      まず、本規則ですけれども、本規則につきましては学校教育法施行令第5条第2項の規定に基づきまして、「就学予定者に対して就学すべき学校の指定を行うため、小学校及び中学校の通学区域を定める」ものであります。

      地図の右上から左下にかけて大きな道路がございますが、こちらが市道交野山手線でございます。この通りにつきましては、平成13年に完成した道路になります。星田9丁目の地域ですけれども、この道路を境にしまして上側が星田小学校の校区、下側が妙見坂小学校の校区となっております。

      この道路を境として校区設定がなされた経緯ですけれども、当該道路は特に朝・夕の交通量が多く、児童が通学のためにこの道

路を横断することは危険であるとのことから、児童の安全面を考慮して設定されたものでございます。今般、星田9丁目地内の住宅地開発に伴いまして、これまでの妙見坂小学校校区内に新たな街区が出来ることになりまして、その街区番号が「13番」と定められました。これまでの校区表では小学校校区となってしまいますことから、星田9丁目13番の街区を妙見坂小学校校区へ分校するものでございます。

続きまして、3ページ及び4ページ別表の新旧対照表をご覧くださいいただけますでしょうか。こちらは、各学校の通学区域に下線をつけさせていただいているところが変更箇所でございます。先程申しました星田9丁目13番街区はその変更も行いますが、これまでの別表の中で使われておりました記述の仕方が学校によりましてバラつきがございました。

例えば、交野小学校の区域の欄を見ていただきたいのですが、「私部4丁目1番から私部4丁目11番」という記述になっております。例えば、その下の星田小学校であれば、「星田9丁目1番から3番」という記述になっておりまして、記述の整合が図られておりませんでしたことから、その整合を図るべく見直しを行うものでございます。

この2点について変更させていただきたいと考えております。簡単ではございますが、議案第36号「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」のご説明とさせていただきます。

本委員会のご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

八木教育長

はい。説明は以上ですが、ここの妙見坂小学校と星田小学校の校区を変えたというのは私が学務課長だった時の話でして、この道路が出来たので校区を変えました。その辺のいきさつも少し含

めて補足説明をさせていただきます。

これは、この道路が出来た際に、通学に際して道路横断を避けるためにということで、この道路の北側と南側で校区を分けようよということで、元々この南側の星田9丁目も南星台も全部星田小学校の校区でした。ですが、その道路横断を避けるためにということで妙見坂小学校校区にしました。

当時は星田9丁目13番という地番がなかったんですね。そういう街区がなかったんです。なかったから、先程の新旧対照表で見ますとざっと続けていっていたんですけれども、まさかこんなところに13番が出来るは思わなかったんですね。出来てみたら妙見坂小学校の中に取り囲まれていたと。これはダメだなということで、放っておくと飛び地みたいなのが星田小学校の校区みたいになってしまうので、13番を妙見坂小学校の校区に入れましょうというのが前段の話でございました。

後段は文字の修正と言いますか、何丁目何番から何丁目何番と書いているものを、それぞれに何丁目何丁目と書いているのはしつこいのでやめて、何丁目何番から何番までという言い方に変えましょうねという変更ですよ。

久保課長           はい。

八木教育長           ということでございます。ですから、これは何かこれをもって校区をいじるとか移動させるということではなく、あくまでも書面上の話です。どうしてここに13番が出来てしまったんだということは分からないですけれども、そういうことで出来てしまったら仕方がないから、整合性をとるために校区を。

この辺にまだ人は住んでいないですよ？

久保課長           早い方は10月の初旬ぐらいから入居されます。

八木教育長        その方には事前に説明させていただいているんですね？

久保課長         はい。

八木教育長        そしたら、間違って星田に行ってしまうということはないわけ  
ですね？

久保課長         はい。

八木教育長        分かりました。これで書面上の整合性をとれるように改正した  
いという、そういう説明でございます。説明は以上ですが、何か  
質疑はございませんか？よろしいでしょうか？

全員                質疑なし。

八木教育長        それでは、質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。  
議案第36号「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規  
則の一部改正について」は原案の通り承認してよろしいでしょ  
うか？

中井委員         少しだけ質問させてください。

八木教育長        はい、どうぞ。

中井委員         妙見坂小学校校区と書いていますよね、この地図に。

久保課長         はい。

中井委員         その上に⑭と書いてある。これは、9丁目14番地ではないの  
ですか？上の12とか13とか星田9丁目ですよね？妙見坂小  
学校区の。

久保課長           この14というのは、南星台1丁目の14です。こちらの縦の道路を境にして、山手線の右側が9丁目となっております。

中井委員           なるほど。そうしたら、星田9丁目の14というのは別のところにあるわけですね？

久保課長           この道路の右側に位置するという形です。

中井委員           そしたら13に隣接してあるということですか？

久保課長           まだないのですが。

中井委員           ないんだけど、そこがもし住宅開発されたらまた規則の改正をするということですね？改正するんだったら、最初から14番も。

八木教育長        星田9丁目のこっち側に15があります。

中井委員           そうそう、15がある。12もあるんです。そして、今お聞きしたらこっち側にあるとおっしゃったから、こっち側にあるんだったら。また住宅開発したらするのか、今のうちにきっちりと改正やっておいたら。

大湾部長           今回のことは市民課でも協議させていただいて、基本的にはここで線を切っていますよということで、この表に齟齬が出るようであれば相談いただくという形で。実際問題14番が星田小学校区につくかもしれませんのでね。今14番がどっちにつくと決まっているわけではないので。今の段階では、どちらにつくと決まっていけないのに、今の段階では判断できない部分があります。

中井委員           でも、今回は13番が危険な道路を渡るからということですよ

ね。

大湾部長 13番はそうだったんですけども、14番がどっち側につくかということは決まっています。

中井委員 14番地というのは今ないわけですか？

大湾部長 今はありません。ですから、もしかしたらこれにあわせてつけてねというお話をするのでしたら、相談いただいてまた同じ改正をさせていただくことになります。

中井委員 どうしてかと言うと、星田9丁目の14番地というのが星田小学校に明記してあるから、どこにあるんですかと聞いているだけの話で。ここに書いてあるということはあるということではないんですか？

大湾部長 それをするとすごく細切れにしないといけないので。実際無い番地もありますので。

中井委員 もうすでに細切れにしてるじゃないですか、14番地。

大湾部長 はい。

中井委員 ですから、その14番地はどこですかと聞いているだけの話で。

大湾部長 今そういう意味で、現状ではないです。今まで13がなかったのと同じ状況だと思います。

中井委員 そうですか。ないけどとりあえず星田小学校に入れてあるということで良いわけですね？

大湾部長            そうですね。

中井委員            もし14番地がどっちかに決まったらその時点で考えると。

大湾部長            そうですね。

中井委員            ここに書いてあるけど、14番地というのは地図上にはないということですね？

大湾部長            そういうことになります。

八木教育長          将来どういう風に区切られるか分からないから、例えば、10番と15番があって、多分その中に11、12、13、14が入るだろうぐらいの予想になりますので。

中井委員            ですから、「～から」ということで、ないところも入っていましたという説明だったわけですね。今ここでは、星田9丁目14番地と書いてあるわけですからね。どこにあるんですかと聞いているだけの話で。なかったら入れなかったら良いのに。14番地と。

大湾部長            今の段階では、ざっくりとこの辺りに出来るということがあるということです。

八木教育長          この地図だけで見ますと、多分9丁目の9の下の右に15がありますから。

中井委員            その辺だと思いますけどね。

八木教育長          この辺が14くさいなという気がしますがけれども。

中井委員           でも13がこっちに出来たわけだから。

八木教育長        分からないですね。もしかしたら13のちょっと上ぐらいかもしれませんし、それは分かりません。我々の都合と土木とかそちらの都合は少し違うので。

      実は、先程申しました校区編成で意見があるんですけども、この池の左側はものすごく複雑な地番をつけています。家1軒ごとにこんな感じですよ。要するに、地元の意見が利いたんでしょうね、きっとね。そしたらそんな風になってしまって、玄関の向いている向きによって地番が違ふんです。家の背中の中で町の境目があるみたいな。それは多分、そのコミュニティが何か重視したんでしょうね。玄関が並んでいる側を同じ町にしたいみたいと言われて。だから、家の裏のフェンスが町の境目みたいな。普通道路が境目なのに裏のフェンスが境目になっています。

      実は、私が校区を編成しないといけないときにとても困りました。どこで切ったら良いのかと。普通は道路で切れるんですが、道路で切れない道路があって、家の垣根で切らないといけないかと非常に困りました。ですから、色んな事情があってこういうのは決まるみたいですよ。

      そうしましたら、一応よろしいでしょうか？

全員                異議なし。

八木教育長        でしたら、異議なしと認めます。これで、議案第36号「交野市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正について」を終わります。

      続きまして、日程6 議案第37号「指定管理者候補者の選定について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

真鍋課長

はい、それでは、議案第37号「指定管理者候補者の選定について」を説明させていただきます。本日、お手元の方に答申書ということで3つお配りさせていただいております。それを参照いただきたいと思います。

まず、表題のところから説明させていただきたいと思います。交野市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第4条に基づき、生涯学習推進部所管施設の指定管理者候補者の選定について、次の通り委員会の承認を求める。選定結果資料は別添の通りとなっております。この別添の通りというのは、答申書にあたりとお考えいただきたいと思います。

また、第4条の内容でございますが、市長等が指定管理者の候補者を選定するということになっております。この市長等が教育委員会にあたりということで、指定管理者を今回承認して、指定管理者の候補者を承認いただきたいと思いますということです。また、第4条の中には、指定管理者を選定するときにはあらかじめ交野市指定管理者候補者選定委員会の意見を聞くものとするということになっております。

また、この選定委員会でございますが、7月の議案第34号の方でご説明をさせていただきまして承認いただいた委員さんに基づきまして構成をさせていただきました。また、この選定委員会でございますが、「市長等の諮問に応じ調査及び審議し、その結果を市長等に答申する」と条例でなっております、それに基づきまして本日お手元の方に答申書を出させていただいているということでございます。

それでは、まず答申書の1枚目の方で委員長が松下教育次長になっております答申書の説明をさせていただきたいと思います。

9月7日付けで選定委員会の方より答申がございました。結果でございますが、そちらにございますように、ミズノグループを指定管理者候補者として選定をいたしましたので、選定結果を答

申いたしますということでございます。

1枚開いていただきまして、表紙がこのようになっておりまして、ページ番号が打ってございませんので次のページ1番、選定結果というところをご覧いただきたいと思います。

#### 1. 選定結果

次の交野市立総合体育施設指定管理者候補者を選定する。

団体の名称 ミズノグループ

代表企業 美津濃株式会社

となっております。

2. 選定方法でございますが、以前承認いただきました選定委員のおりとなっております。教育長の方に委員長を務めていただきました。その選定方法でございますが、1回目から3回目まで3回選定委員会を開きまして審査をさせていただきました。

次のページの3. 審査結果についてをご覧いただきたいと思えます。(1) 評価ということで、申請者の総得点ということで2社ありまして、交野クリーニング工房 SSK 共同事業体とミズノグループでございます。総得点といたしましては430点と325点ということでございました。

指定管理料でございますが、そちらに書いておりますように、3億2,450万円がSSKの方でございます。ミズノグループはそれよりも1,000万円安い値段で入れてこられました。

申請者の評価値でございますが、こちらの点数が高い方が指定管理者として選定されるわけでございますが、ミズノグループが1.37点、SSKが1.00点でしたので、1.37点のミズノグループの方を選定させていただきました。

次のページにいていただきまして、計算式でございます。こちらは市の方から提示されております計算式でございます、「提案された指定管理料の総額（千円単位）」を「申請者の総得点」と割りまして、それに1,000をかけるということでございます。

どうということかと言いますと、下の「提案された指定管理料の総額」が、先程もご説明させていただきました3億1,450万円ということで、下の方に314,500,000を入れます。その上の「申請者の総得点」のところに、ミズノグループの総得点の430点を入れて1,000でかけます。そうしますと、1.37点がでてまいります。

これに対しましてSSKの方は、下の方に324,500,000を入れまして、上に325を入れて1,000でかけましたところ、1.00点という結果でございます、市の要綱に基づきましてミズノグループになったということでございます。

特にミズノを選んだ理由といたしまして、「現指定管理者としての管理ノウハウを活かし、利用者のニーズや施設の安全対策等についての的確に捉えた提案であった。また、他の申請団体と比較しても、職員配置計画について安全面等に配慮した配置となっていることや、子どもの運動能力向上や高齢者の介護予防など様々な自主事業の提案があった。以上のことから、事業計画及び収支計画等を総合的に判断した結果、ミズノグループを指定管理者候補者に選定した」ということでございます。

特に、職員配置計画でございますが、ミズノグループはアルバイトも含めて20名ということでございますが、SSKの方は12名ということで、かなり安全面というところでは8名の差があると。そういうところも勘案しまして、指定管理料もミズノグループの方が1,000万円安かったということで、総合体育施設の方はミズノグループが選定されたということでございます。

次のA3ページにいただきまして、これは選定委員会の方で使用しました基準表でございます。これも市の指定管理の作成のときに使う審査項目などを参照させていただきまして作っております。あとのページは、審査委員会の方の結果をつけております。またご参照いただければと思います。

それでは、もう1枚目の「交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター及び交野市星田西体育施設指定管理者候補者選定委員会、委員長松川剛」となっている答申書をご覧ください。委員長の方から答申いただいた結果を報告させていただきます。

平成28年8月1日付け交教社第54号により貴委員会から諮問を受けた交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター及び交野市星田西体育施設指定管理者候補者の選定について、審査検討を行った結果、毎日美装株式会社を指定管理者候補者として選定致しましたので、選定結果を答申いたします。」ということで、これも9月7日付けで教育委員会に答申を出していただきました。

その内容でございますが、1枚開いていただきまして、表紙の右のページを見ていただきたいのですが、選定結果としまして、団体名称が毎日美装株式会社で、現在の指定管理者でございます。選定方法は計6名で、松川部長をはじめ、学識経験者として京都市立芸術大学名誉教授の鈴木先生や税理士さん。市民代表としまして、妙見東区長さんなどに入っていました。

続きまして、委員会の選定でございますが、こちらの方は申請が6社ありましたので、総合体育施設よりも1回多い4回選定委員会を開かせていただきました。その結果が現指定管理者である毎日美装株式会社で継続ということになりました。

3番目の審査結果についてを説明させていただきたいと思っております。次のページにいただきまして、(1)評価です。これは先程の資料を見ていただきまして、その点数でございます。6社ございまして、毎日美装が352点で1番高得点をとら

れております。1番得点が高いのは、才、三幸株式会社の354点でございます。この総得点では、毎日美装は352点で次点ということでした。

続きまして、指定管理料の総額でございますが、毎日美装は1億7千500万、先程1番高い点をとった三幸株式会社でございますが、約1億9千万円ということで、毎日美装よりも1千5百円程高いということでございまして、申請者の評価値としましてこのような4社になっております。1社ハウスビルシステムは失格ということで、288点以下の場合は失格という規定でございましたので、こちらの方は最終の審査を行いませんでした。先程も説明させていただきました評価値の計算式を下の方にも書いておりますが、それに入れさせていただきますと、ビケンテクノは1.60点、ナックは1.91点、毎日美装は2.01点、三幸は1.85点ということで、この計算式によりますと毎日美装が候補者に選定されたということになっております。

1番下の方に選定理由を書いております。「株式会社毎日美装は、職員配置について正職員を一定数配置する等、他団体と比較しても管理・運営体制が安定している。」ということでございます。毎日美装は他と比べても正職員を4名配置するというところで、三幸にしましても正職員の数はパートやアルバイトで代用するという提案でございましたので、正職員を配置するというところでも毎日美装の方が提案としては良かったのかなと思います。

また、「現指定管理者としての経験を活かし、利用者の利便性や利用者拡大のため利用申し込み手続きの簡素化や施設の長寿命化など積極的な提案があり、安定した管理運営が行えると判断し、交野市立いわふね自然の森スポーツ・文化センター及び星田西体育施設の指定管理者候補者として選定した。」という内容でございます。

あとの資料につきましては、選定委員会の他の色んな意見を書いております。

以上、選定委員会より答申がありました資料を受けましての議案の上程をさせていただきました。審議の方宜しくお願いいたします。

八木教育長        はい、説明は終わりました。質疑を受けたいと思いますが、話が2つありますので、分けていきたいと思います。まず、総合体育施設の方について何か質疑はございませんか？候補者としてミスノがあがっている方でございますが、これにつきまして何か質疑はありませんか？よろしいでしょうか？

森脇委員        はい。

八木教育長        森脇委員、どうぞ。

森脇委員        どちらにも関することなんですけれども、選定に対して評価基準が書かれているんですけれども、それぞれの項目に対しての評価がここに出されているんですけれども、何故選んだかという感想はお聞きしたんですけれども、例えば、選定の基準として平均点であるとか総合点であるとかいうことの評価の大きさですね。

例えば、これが高いから選ぶということではなくて、この中でも項目項目で重要度が変わってくると思うんです。例えば、こういう問題は決まってからでも十分改善できるという項目と、これは基本的な問題で会社の体制の問題だからここはすごく重要だとか、これは良いところどりして決まってからでも注意を与えて改正していけるとか、後で色々指導できるとか、そういう風な見方が出来るなと思って審査項目を見ていたんですが、そのことに対してのお考えはどうですか？

松下教育次長        A3版のこちらの資料に基準表というのがありまして、これに基づいて私達審査委員が評価したわけです。

森脇委員           はい。

松下教育次長      それぞれの項目で配点が5点満点ということになっておりますので、それに基づいて決定したということなのですが、この1番下の方に5点満点でもどういう基準で点数を付けていくかということについては、特に優れている場合については5点、優れている場合については4点ということで、それぞれ提案書とそれぞれの業者のヒアリング、プレゼンを受けまして、それについて評価させていただいたということでした。

この評価点、例えば、団体の経営理念、経営方針について配点が大きいとかというのは先に決まっていたものですから、審査委員会の中ではその基準に基づいて評価をさせていただいたという形でございます。

ですから、その中で、「ここは重要だからちょっと多めに付けよう」ということはしておりません。

真鍋課長           基準の方でございますが、市の方で指定管理者候補者の選定基準の基準表がございまして、その中でA3版の資料をご覧いただきたいんですけども、1番左の「公の施設の運営が利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものである」と。こちらの方には25点をつけなさいということで、そこに1～5までの5項目がございまして、基本的にはそれぞれの項目ごとに配分していくという基準表が市の方で統一的に定められておりまして、それに基づいて選定の方をさせていただいております。

あと、最終的に委員会の方でも色々な議論をしていただきまして、選定基準の点数ですね、配点について議論をさせていただいた上で点数をつけていただいておりますので、公平性は保てたのかなと事務局の方は考えております。

森脇委員           いや、それは専門の方が熟慮されて決定されたことなので、私達はこれを見ただけでとやかく言うことは出来ないと思うんで

す。すごくしっかり考えた上で決められているので。

ただ、気になるのはミスノさんの場合は完璧にすべてがダントツに違うので文句なしだとは思いますが、いわふね自然の森の方はですね、例えば、理念・経営方針がナックさんの方が高いなとか、自主事業の取組みに対してはかなり高いなとか思った時に、この自主事業の取組みというのはどのぐらいの重要度があるのかなとかそういうことは私は分からないですけれども、ちょっと大切そうだなと思った時に、今後の交野市が何を1番求めてこういう事業主を選んでいるのかということを広く見たときの価値観と言いますか、そういうことが選定委員の中で共有されて、数字だけではなく多数決だけではなくということだと思いたうんですけれども、協議されて足した数字だけではなくて、そういうことも含めて決定されているということであれば本当に良いと思いたうんですが。

松下教育次長 選定委員会の中で1番選定にあたって配慮しなければならない点と言いますのは、まず施設の管理ですので、継続的に安定した管理がちゃんに行えるかどうかというのが1番大事ではないかと考えました。

それとあわせてまして、市民ニーズにあった事業がちゃんと出来るかどうか。それと、市民ニーズにあった管理が出来るのかどうかという点に着目しまして評価はさせていただいております。

森脇委員 はい。

八木教育長 今森脇委員がおっしゃったことで、私も今までこういうようなことをやってきましたが、例えば、重点を置くところの配点をあらかじめ5点ではなく10点にするとか20点にするというやり方もあると思いたうんです。全部でこれは80点ですから、100点にするためにどこかの配点を多くしておくという手もあるんですけれども、それがA3の資料で言うと1番端にある選定基準

という枠がありますね。そのこのところに（１）～（４）までありますけれども、このこのところで、もしも（１）を重視するということであれば、（１）の項目数を増やすということなんですね。そうすると結果的にそのこの配点が大きくなるというような方法で、一つ一つは５点満点なんだけれども、トータルとして重きを置くところの配点を増やすという手はあります。

そんなこともこの表を作るときに考えていますので、そういうことも含めて評価されたのではないかと考えて見ていたのですが。

森脇委員            そうですね。

中井委員            すみません。

八木教育長         どうぞ。

中井委員            非常に一般的な指定管理の質問なのですが、交野市立総合体育施設の例えば収入の部で、自動販売機収入が２７年度まではなくて２９年度からは自動販売機収入が入っていますよね。こういうようなものは変わっているわけですか？収入構成が変わるのですか？

真鍋課長            今までは自動販売機などの収入は市の方に入れていましたが、それも指定管理さんの取り分とさせていただいて、例えば、色々市が決めて置いていますけれども、もう少し自由な自動販売機の設置も考えられるということで、そこら辺は少し重視をさせていただきました。

中井委員            ということは、指定管理料の基準が若干変わったということですね。いわゆる受託されている方への若干の便宜を図ったということになるのですか？

真鍋課長           その分指定管理料も下げてもらえるだろうという期待も込め  
ましてさせていただいております。

中井委員           そうですか。

次に減価償却のところですけども、これはトレーニング機材とか持ち込み機材の減価償却を挙げておられますよね、多分ね。これは私も他の指定管理者に応募したことがあるのですが、例えば、他の業者が入ってくるときに新規購入になってしまうわけですよね。要するに、減価償却が増えてくるわけですよね。ミズノさんは既存のものでいくから減価償却を少なくなるということで、ある程度の機材というのは設置者側が資産をもたなければ不公平になります。いわゆる新規参入が非常にしにくい障壁の1つなんですよ。

業者は持ち込みの機材が多いほど減価償却で大きく影響する。例えば、新規の大阪ガスが入ってこようと思えば新規機材を買わざるを得ないですよ。そしたら当然そこで減価償却が増えてきたら、当然指定管理料の方に反映してしまいます。今森脇委員がおっしゃったように、どんなに新しい業者が入ってこようとしてもなかなか新規参入がしにくいのではないかなと思います。

記憶に残っていませんが指定管理料が大きな割合を・・・とは言っていないと思います。意味が全く通じてないですね。

それと、例えば、ミズノでも人件費が大きく変わっているのは委託でやっていたところを直営でやったりとか、色々工夫されていますよね。この辺の基準のところというのはないのですか？交野市の指定管理の求める基準で、例えば、どの分までは委託でどの分までは直営か。それも企業側の努力ということで良いのですか？あくまでも総額の話しかしていないわけですね？

真鍋課長           ただ、選定のとときにどこに配置をしていただくとかを決めています。

中井委員           なるほど。

真鍋課長           そこには、職員配置のように正職員であるとかその辺りも書くように指示をしております、申請書の方にはそのようなことも書いております。

中井委員           なるほど。したがって、今後5年は直営化をととても増やされているんですよね、ミズノさんは。

真鍋課長           そうですね。

中井委員           そうですね。こういうことも評価の対象になったわけですね？

松下教育次長      直営化と言いますか、今までは委託になっていたんですけども、今回グループ企業で応募されたので、そのグループ企業の中での職員を雇われているということで、それで直営になっているということなんです。

中井委員           なるほど。相手が変わったのではなくて、向こうの会計条件の変更と、こういうことですね？

松川部長           そうですね。

中井委員           はい、分かりました。減価償却のことだけちょっと。  
減価償却ですが、スポーツ施設さんで主にジム系の機器がメインと聞いているんですけども、そういうものについては大体5年経ったら新しいものがお客さんから求められるというところは聞いていますので、新規で入れていかざるを得ないのかなと思います。

中井委員           そうですか。この中に濾過機と入っていますけれども、濾過機なんかは本来施設側がもたないといけないんじゃないですか？我々側が。適要のところに濾過機と書いていますけれども。プールの濾過機なんかは。これもミズノさんにもたせてるんですか？

真鍋課長           これはミズノさんが…。

中井委員           これはミズノさんの支出の内訳でしょ？減価償却。その中で、今ジム機とおっしゃったけれども、向こうの減価償却の内訳は「トレーニング機器・濾過機」と書いていますけれども。こんなものまでもたせているのですか？

八木教育長        何の濾過機なんだろう。

松下教育次長     プールの濾過機です。基準に適応した濾過機は今ついているんですけれども、サービスの向上を考慮しもう1ランク上の濾過機を設置したいということでこういう提案をされました。

中井委員           うちの濾過機だけでは水質基準に合わないのですか？

松下教育次長     いえ、そういうことではありません。

中井委員           向こうのサービス向上のためにもってきただけということですね。

松下教育次長     はい。

中井委員           そうですか、分かりました。

羽石教育長職務代理者   レストランの使用料収入というのは、21年度まではずっとつ

いているのですが、29年からはレストランの使用料収入は0になっているのだけれども、レストランをもう運営しないということなのか。

森脇委員                    運営していません。

真鍋課長                    レストランにつきましては、周辺に食堂も出来たということで一定の利用者の食事に関しては周辺でもとれるということになりまして。それと、なかなか経営が苦しいということで。この辺りも含めて、そこに自動販売機などを設置というところで対応していきたいというようなことでしたので、今年からレストラン使用料収入ということは見込まれておりません。

羽石教育長職務代理者    自動販売機がそれに代わる物ということであれば、レストランの場所は飲食を持ち込んできても出来るんですか？

真鍋課長                    はい。

羽石教育長職務代理者    自由に？

真鍋課長                    はい、自由にできます。場所は開放をして、そのまま横にパンなどの軽食類の自動販売機を配置した方が今のニーズに合致しているというような思いがあるようでして、こちらの方もそれで良いでしょうということで承認させていただいております。

中井委員                    それは指定管理の応募要件の中に「レストランは廃止する」ということは入っていたんですか？

真鍋課長                    いえ、廃止するということは入れておりません。提案で。

中井委員                    羽石教育長職務代理者、すみません。でも、700万円の収入

のレストランと言ったら大赤字ですよ。ひょっとしたら交野クリーン工房でしたかな、そんなことだったらうちはもっと金額下げたのにおっしゃるかも分かりませんよ。売上が700万円と言うのは物凄く赤字ですよ。1,000万円ぐらいの赤字じゃないかな。

真鍋課長 募集要項の方には、「飲食の提供にかかる業務の自主事業として行うこと」ということで、前まではそれはレストラン経営と書いていますが、大阪市なんかも自主事業として今は提案しておりますので、前までは「レストランを行うこと」という内容でしたので、それは今回から変えていますのでそのような提案をしていただいております。

それと、その募集要項の中には、「自動販売機の設置による提供も可能とする」ということも記載しておりますので、そこはミズノだけに配慮したというわけではございません。

羽石教育長職務代理者 はい、ありがとうございます。

八木教育長 他に何か質疑はございませんか？

森脇委員 はい。

八木教育長 森脇委員。

森脇委員 先程見落としていまして、選定理由の選定委員の主な意見というところがかかなりポイントかなと思って今見ていたんですが、最初のプールの方ですけれども、選定委員の主な意見の中で、浄化システムというのがすごく素晴らしいというのが交野クリーン工房の実績であるんですよね？

真鍋課長 はい、そうですね。

森脇委員            こういうことって良いとこどりは出来ないと思うんですけども、こういうところは取り入れるとか出来ないんですか？

真鍋課長            確かに、SSK の殺菌浄化システムというその辺りの指摘をされたので、我々も聞いていてそこは非常に良いところであるなと思っております。現指定管理者の方でも色々と改善するところがあれば、そういう良いところの情報提供はさせていただきたいと考えております。

森脇委員            よく選挙なんかで国政の選挙選んでとか選挙の時は皆色々言うんだけど、色んな項目の中で良し悪しがあるわけで。

でも、こういう交野市のこういうことであれば、例えば、選んだだけでもこの点は絶対に改善してくださいねとか、選んだだけでもという条件を付けたりとかは出来るんじゃないかなとったりします。

「良いところ、悪いところを含めて選びました。じゃあ任せます」ということではなくて。

松下教育次長      選定の前に、まず仕様書というか、こういう形で管理してくださいということで提示させていただいて、それについて提案されるということですので、それも含めて提案されてきました。

今後、森脇委員がおっしゃるように、今後改善すべき点ということについては事務局の方から提案していくというような形になると思います。

森脇委員            そうですか。例えば、ナックさんなんかも財政的に厳しいから力がないんでしょうね。力がないから、多分人材的にも正社員を雇えなかったりということがあるんでしょうね。そういうことも色々あるかもしれないですけども、前向きに考えた時に色々な提案があったりということは、既存の今までのところにはない大きな要素じゃないかなと思って。

ですから、前に改革していこうと思った時に、こういう考え方というのは既存のところの今までを守ろうということと比べた時に、とても私達から見たら希望が持てるというかワクワクするとかそういうところを持ってらっしゃるところなので、そういうところの良さを入れる時に補ってあげても入れてあげたら前に進むんじゃないかなということは、委員さんの意見の文面から感じました。

終わってしまったことは仕方がないですが。

中井委員           これは森脇委員、まさに私が今指摘したことなので。新殺菌浄化システムの導入やコスト負担ということはその話ですよ、まさにね。すべて企業の収支に影響するわけですね。ですから、当然金額だけでは指定管理は判定しないというところは大原則としてあるわけです。

亥埜委員           そういうところは、例えば新しい浄化システムにすれば、オーナー側と使用者側で補助金とか。言ったら水回りなんか劣化が激しい部分ですから、そういうところでどうしてもやっておかないと、漏水とかプールから水が知らない間に漏れていたとか、やたら水道代が高いなとか、そういう面もこれから出てくると思うんですよ。そういうところで、オーナー側もいくらか負担するからここは絶対直さないといけないポイントとかも今後発生するんですか？

浄化システムは素晴らしいから、是非ともミズノと半々でいこうとか、そういうようなところがやっていかないといけないと思いますが、そういうような対応は今後ありそうですか？

中井委員           今後の関係の中でということですか？

亥埜委員           はい。

松下教育次長　新しいシステムを導入するというのはなかなか難しいかなと思いますが、修繕につきましては当然指定管理料の枠組みで一定金額以内は指定管理者が負担して、それ以上にかかった分については市と協議して修繕していくという形になると思いますので、修繕の方はきちっと対応できるかなと思っております。

亥埜委員　　そうですか。天井が落ちたとかあの辺は。

松川部長　　今申しましたように、大規模改修については協議の上、おそらく市が100%出すことになると思います。

亥埜委員　　そうですか、分かりました。

羽石教育長職務代理者　あと1つ聞きたいのが、自然の森と星田西体育館の方の毎日美装さんなんですが、これは人員というのはそれぞれ何人くらい配置の予定なんですか？

真鍋課長　　はい、お答えさせていただきます。毎日美装から提案がありました内容でございますが、両施設の総括責任者がいわふねの方に待機されるんですけども、総括責任者として1名。

　　いわふね自然の森スポーツ・文化センターの方でございますが、事務所の方には3名、キャンプ場・天体研修センター・自然観察の場など色んな作業をされる方が8名。それと、星田西体育施設でございますが、そちらの方には2名を配置されるということで、合計14名の配置ということで提案されております。

羽石教育長職務代理者　自然の森の方が12名ということですが、星田西の方はプールですよ？

真鍋課長　　体育施設です。

羽石教育長職務代理者　プールはまた別ですか？あれは民営？

真鍋課長 別です。

羽石教育長職務代理者 そうですか。体育館の方だけで2名ですか。

真鍋課長 はい。

羽石教育長職務代理者 分かりました。ただ、ちょっと気になったのは、総合体育館の方の制定理由がミズノさんは安全対策というものを非常に書いてあるわけですね、制定理由で。

真鍋課長 はい。

羽石教育長職務代理者 「安全」という言葉がたくさん出てくるわけです。皆さんのニーズや施設の安全対策がすごいと。そして、職員配置計画についての安全面に配慮しているとか。

それが、こちらの自然の森スポーツや星田西の方の制定理由には「安全」という言葉が全然出てこないですね。安定した管理運営とか管理運営体制が安定しているとか、経営面はまあまあ出来るでしょうと言っているけれども、やはり多くの市民がここに行くというときには、安全・安心というものが非常に重要なポイントの1つになるのではないかなと思います。

「安全」というのは、選定の時にあまり重要視していなかったんですかね？どうなんですか？

真鍋課長 今回の羽石教育長職務代理者からのご指摘でございますが、特にこの中でプールが総合体育施設の方にありまして、人の生死に直結するということで、「安全」ということは特に書かせていただいているんですけども、毎日美装の方が安全を疎かにしているということでは決してございません。その辺りは少し「水」に係るものが総合体育施設のミズノさんの方にはありますので、

安全面というところを記入しているだけでございまして、星田西やいわふねの方でも現在までこの5年間何も問題もなくやってきていただいておりますので、そこら辺につきましては言葉が足りないというか記入できていないとお考えいただければと思います。

羽石教育長職務代理者 自然の森の方がキャンプ場もあるし、雨が降っても子どもは川遊びをしますよね。そういう面で安全がどうかと思いました。ありがとうございました。

八木教育長 いわふねの方の話にもいってしまっていますが、いわふねの方でも何か質疑等ございませんか？

森脇委員 はい。少し聞きたいんですけども、やっぱりいわふねの方はよくよく見てみたら毎日美装さんに決まったんですよね？これは。

真鍋課長 候補者として委員会の方で選定されたということでございます。教育委員会の方で委員会の意見を承認するかどうかをご審議いただきたい。

森脇委員 候補者として「どうですか？」という意味ですよね？

真鍋課長 はい。最終は12月の市議会の方で決定をして指定管理者となります。

森脇委員 候補者を1つ選んで、選ぶのはここが最終になるわけですよね？

真鍋課長 はい。そのように交野市の規定の方でも決まっております。

森脇委員 そしたらもう1回聞かせていただいても良いですか？ごめんな

さいね。三幸さんの評価が高いと思いますが、委員会の皆さんの意見を見ても、三幸さんがダメなのは職員の配置のことだけですよ？他の面ではすべて勝っているように思いますが。

森脇委員 三幸さんの提案内容でございますが。

松川部長 三幸さんは確かに点数は高いですけども、評価としては指定管理料等の比較で評価値が決まってくるので、三幸さんは点数では高いですけどもお値段が高かったなので、評価値としては低くなってしまったということです。

ですから、毎日美装さんと同じような額を入れればおそらく三幸さんにいていたのではないかということになります。

森脇委員 それは載っていないですよ？

松川部長 3枚目をめくっていただきましたところに「評価と提案された額」ということに評価値が出ておりまして、1番高いのが毎日美装さんだったということで、委員会としてはそちらを挙げさせていただいたということになります。

亥埜委員 よろしいですか？

八木教育長 はい、亥埜委員。

亥埜委員 今、羽石教育長職務代理者がおっしゃった意見で思ったんですが、この自然の森スポーツの管理範囲というのは天の川がありますよね？どこまでが管理範囲になりますか？バーベキュー場所から天の川は入りますか？

八木教育長 河原は違うんです、本当は。河原は入っていますか？

真鍋課長 河原部分に関しましては、ちょうど施設の川上のバーベキューの辺りより下の上下の星の里いわふねを降りた辺りに施設があります。

亥埜委員 はい、分かります。

真鍋課長 そこまで表面管理ということで枚方土木と協定を結んでおります。

亥埜委員 表面管理？

真鍋課長 はい。

亥埜委員 例えば、そこの天の川で水の事故が起こった場合は、安全管理はどうなっているんだというのは指摘されないですか？

古賀次長 日常管理的には、いわふね自然の森スポーツ文化センターの公募する範囲の指定に入っております。

先程も申しあげたように、河川及び河川敷については枚方土木との管理協定において、日常管理や軽微な補修は施設管理者が担うということになっております。ですので、指定管理者については、その建物や施設部分においての災害保険に入りなさいよというようなことを義務付けて募集要項に書いておりますので、管理区域においての事故というのは施設管理者が責任を負うということになると認識しております。

中井委員 基本的には、河川敷の管理というのは国から府ですよ？

古賀次長 そうですね。

中井委員 目的外使用で河川敷の使用をさせてもらっているということですよ。

古賀次長            そうですね。

中井委員            基本的には目的外使用でなかったら使えないですからね。使用責任者としてお金をとってやっているんだから、当然その責任はありますよという話です。

古賀次長            実際には、川に入られる方はこれと一緒にお金をとるということはないですけども。水のことで死亡事故が起こったということになると少し確認事項は必要かなとは思いますが。

亥埜委員            あそこなんかはよく中学生とかが施設を利用しないで川遊びだけしに行って遊んだりしていますよね。そういうときに水の事故があつて亡くなったとかになったら、そういうところの責任はどこに行くのかというのはきっちりしておいた方が良く思います。

中井委員            何年か前に危機管理規定か何かを作られたときに管理区域をお聞きしましたが、当然管理区域は明確にありますよね？

古賀次長            あります。

中井委員            当然ありますよね。その中で起こった部分は、いわゆる自己責任か施設側の責任か分からないけれどもという。

古賀次長            一般的には、例えば河川に入っていて怪我をしたということになれば、自己責任の範疇だと思います。施設に瑕疵があつてということになれば、また違ったことがあるかもしれないかと思いますが。

中井委員            でも、どこまで瑕疵かというところについては議論があるところ

ろですよ。ただ、あくまでも管理区域の話でしょ？

古賀次長            そうです。

中井委員            ですから、今亥埜委員がおっしゃったように、「どこまでが管理区域なのか」ということを今お聞きになっているんだと思うけれども。

古賀次長            それは先程真鍋課長が申しあげましたように、上については、分かりやすく言えばロッジの1番端の部分から、下流につきましては橋から見ていただきまして水辺りにあるところが大まかな範囲です。

亥埜委員            大体それは分かります。ただ、やっぱりこっちで河原に降りる階段を作っているわけですから。どうぞここで遊んでくださいよ、ここでと。例えば、水の事故の責任は負いませんとかそういう看板をたてるとか。

今そんなことを人のせいにする人が多いですから。自分が子どもを遊ばせておいてよそ見していた間に小さい子が溺れ死んでいたとかということをして施設のせいにしたりする人が多いですから。

森脇委員            「一切責を負いません」という看板ですか？

亥埜委員            はい。さっき言ったように、河川の事故は個人の責任というのがあるんでしたら、そういう規定をちゃんとしとかないといけなかなと思います。

中井委員            安全対策の規定は作っておられるはずですよ。私は何年か前にお聞きした覚えがあります。

亥埜委員           あるんでしたらいいんですが。

中井委員           確かサイレンが鳴ったらどうのこうのとかいう規定があったと。

古賀次長           それはございます。

亥埜委員           増水の際は鳴りますよね、確かに。

中井委員           ここにも、「事故防止安全対策の計画がなされているか」と書かれていますから、当然計画は作っておられるはずですよ。

八木教育長         サイレンは誰が鳴らすんですか？

古賀次長           あれは生駒の方に水量計がありまして、例えば、上の方で1分間に水位が5 cmなり10 cm上がったということになると、いわふね自然の森スポーツ文化センターの下流流域にまず赤色灯がつかます。

八木教育長         それは自動的に付くんですか？

古賀次長           自動です。センサーで。その次は警告のサイレンが鳴るということ。しばらくしたら急激に水位が上がるよということを事前に知らせるという形です。

八木教育長         それは、いわふね自然の森スポーツ文化センターの職員がスイッチを押したり放送したりはしていないんですか？

古賀次長           することはないです。そのサイレンが鳴って、状況に応じて施設管理職員が上流・下流に向かって行くという状況だと思います。

八木教育長        やっぱり、「上がってください」というような指示はするわけ  
      ですね？「警報が鳴りましたから上がってください」ということ  
      は言っているわけですね？

古賀次長         はい。

中井委員         サイレンが鳴るのは国の管理だから。河川がね。

古賀次長         枚方土木が設置したものを今交野市が管理しているというこ  
      とです。

中井委員         それに応じて利用者に対して危機喚起するのが我々の責任だ  
      と、こういうことですね？

古賀次長         はい。

中井委員         ただ、エリア的にどこの範囲までかということは亥埜委員がお  
      聞きしていたことだと思います。

亥埜委員         そうです。エリアは大体どの辺からなのかとか、川はどうなる  
      んだとか、水の事故はどこの責任になるんだとか。

八木教育長        一応「ここは水泳場ではありません」という掲示はありますね。  
      壁に書いてありますね。

松川部長         「遊泳場ではありません」と書いてあります。

亥埜委員         水遊びは出来ますよね。何だかんだと言ってくるので、「個  
      人の責任です」といったきっちりした規定を設けた方が良いと思  
      います。そういう文言がないのが私は少し気になりました。

松川部長           また後程責任範囲を確認したいと思います。

中井委員           何年か前に危機管理規定を作った時に、その辺の議論をしておられたと思いますよ。

森脇委員           でも、個人の事故では。平時においての事故は個人の責任という風にならないといけないと思いますし、それが危うければ書かないといけないと思うんですが、水かさが増すとかという管理で放送があるということが確かであればそれはそれで良いと思います。放送は絶対いりますよね。

中井委員           でも、私もずっとサービス業でやっていますけれども、ひっくりかえっても施設責任だと裁判沙汰になる世の中であることは確かですからね。こういう議論を何年か前にしたような記憶がありますけれども。

羽石教育長職務代理者   「事故防止の安全対策の計画がなされていますか？」ということですよ。これが明確になっていけば良いと思いますが。

八木教育長           はい、そうしましたらよろしいでしょうか？

全員                質疑なし。

八木教育長           でしたら、質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第37号「指定管理者候補者の選定について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか？

全員                異議なし。

八木教育長           はい、異議なしと認めます。よって、以上で日程6 議案第37号「指定管理者候補者の選定について」を終わります。

中井委員           ちなみにちょっと質問。

八木教育長       はい。

中井委員           真鍋課長にひっかかるようで申し訳ないけれども、「決定は議会でします」とおっしゃいました。そして、「教育委員会は聞いておいていただきたい」とそんな話ですが、何のための議案ですか？これは上申ですか？これは議会に対する上申の議案ですか？何のために議案としてかかっているんですか？候補者の選定を議会にする上での上申か何か。

松下教育次長     候補者の決定を教育委員会で議決してもらわなければいけないんです。

中井委員           決定ですよ？

松下教育次長     決定です。

中井委員           選定はここですということですね？

松下教育次長     そうです。

中井委員           何回も聞いてもらおうと、そんな話ではないですよ？

松下教育次長     はい。

中井委員           それで結構です。ですから、これで決定したと。教育委員会としては決定したと。

松川部長           候補者の決定です。

中井委員 候補者の決定ですね、はい。

八木教育長 候補者が決まったんですね。

中井委員 そうということですね、はい。

八木教育長 まだやる人が決まったわけではないので。

中井委員 ですから、決定権は議会にあると。条例でね。そういうことですね。

松川部長 そうですね。指定管理者の決定は、最終的に議会で承認になります。

中井委員 基本的には上申ですよ？教育委員会は。

松川部長 少し難しいですが、候補者と指定管理者はまたちょっと微妙に違いますので。

中井委員 はい。

森脇委員 ちょっと気持ちにひっかかっているごめんなさい。毎日美装さんが候補者で決定しているけれども、例えば、5年間もやっていたので利用者ニーズや問題点が分かっているはずなのに具体的な提案がなかったと書いてあるのでね。書いてあるので、それは絶対に議会と言われるかなと思ってらっしゃると思うんですが、それに対する答えはやっぱり準備しておかないと。

具体的な提案をしてもらった方が良くと思います。議会にかける前に。

真鍋課長           本日議決いただきましたので、これをもちまして今後指定管理者が2社の方に候補者が選ばれましたという通知を出させていただきます。それから今森協委員がおっしゃっていただきましたその辺りのことも話を詰めていけるということで、考えさせていただきますと思います。

松下教育次長      続きます、「その他」でよろしいですか？

八木教育長        はい。

松下教育次長      もう皆様にはご案内の方をさせていただいているかと思えますけれども、羽石教育長職務代理者が10月13日をもって退任されることとなります。本日が最後の定例教育委員会となりました。

つきましては、羽石教育長職務代理者から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

羽石教育長職務代理者   昭和63年の10月14日に教育委員の辞令をいただいて今年の10月13日までということなんですが、7期28年という非常に長い間教育委員として今まで皆さんに支えられながらやってきたわけであります。

先日、大阪府の教育委員の名簿を見ていますと、大阪府下では1番最長ですね。昭和から教育委員をされているという方は他にどなたもおられない。ちょっと恥ずかしい思いをして今見させてもらっていたのですが。

その間、先程八木教育長もお話しされていた校区変更、これは大変教育委員会の中でも揉めたわけであります。交野に新しく道路が出来て、それまでは田んぼだったところに道路が出来て、こちらからは星田でこちらからは妙見坂ということで。そうするとやはり、上の子はこっちで行っていたのに下の子は急にこっちかとか、お父さんお母さんはここの小学校を出ているのに子どもは

変わるのかとか、色んな苦情がきましたね。その度に慎重に議論をしながら八木教育長が非常にご苦労なされたことを私も未だに覚えているわけでございます。

また、この7期の中では教育界は色々と変動したわけでありませう。ある時には学校週5日制の導入だと、ゆとり教育だと。本当にそれで良いのかというようなことも議論したわけでありませうけれども、そういう風に文部科学省が決定してそれに従ったと。文部科学省の考え方も今までの詰め込み、そしてあの時には完全教育になるというような言い方で、「何でもきちっと出来る子どもを育てるんだ」と。しかし、それが詰め込みになり、子どもが疲弊してしまうというような中で、もう少しゆとりをもった教育をとということで週5日制ということもありました。これも大きな議論の対象であったわけでありませうけれども、交野市の子どもにとってどうなのかということは我々教育委員会の中では大切なことであったわけでありませう。

交野は特に大きな問題もなく、その中でやってこられたわけでありませうが、全国学力学習調査であるとか学校評議員制度であるとか、初任者研修制度。諸々この世の中の教育界を取り巻く環境の変化にあわせながら交野の教育の変更、改善、改良がなされてきたわけでありませう。

教育委員になる直前までは、市長は原田さんだったんですね。私が青少年指導委員をお手伝いしているときにも原田市長さんでした。教育委員になったときには北田さんになっていたと思いますが、その後中田市長、黒田市長。ずっとこう考えてきますと、これはちょっと関係ない話ですが、交野の市長は皆「田」が付くんですね。昨夜ふっと思ったんです。こういう4人の市長さんの元でお手伝いが出来たというのは、本当に私も光栄に思っている次第でありませう。

また、教育委員会の教育長をはじめ、各部署のリーダーの皆さんには本当に支えられ、そして育てられして、やっと28年間を過ごすことが出来たわけでありませう。この28年間をずっと顧み

ますと、教育委員会の中で非常に楽しくやっておられた、全体的にはそういう思いがあるわけです。

それは何故かと言いますと、子ども達がいきいきと育っていく、そういう姿を実際に目にすることが出来たというのが非常に私にとって嬉しくもあり、そして私自身の成長と共に子ども達の成長が見られると。私はあまり成長しませんでした。子ども達の成長というのは本当にそういう意味では嬉しかったわけであります。

今回いただきました市町村教育委員会の冊子、私はこれを読ませていただいたんですが、今回も奈良学園大学学長の梶田学長先生が書いているんですが、何故私を取り上げるかと言いますと、私の大学院の学位論文が梶田さんの研究を色々と論文の中に使わせていただき、また同じような研究も4年間させていただいたということで、この梶田先生の考え方というのは非常に共通するところがありました。

今回も書いているのは教育の最も中核的な願いというのは、1人1人の子どもに豊かなところを実現していくことではないでしょうかと書いているわけです。当然、勉強や学習の知識を高めるといのは、学校でありましたら必要なことでもありますけれども、それ以上にやはりところが豊かになるということの重要性を梶田先生がずっと以前から申しているわけであります。ところが豊かになるということは、内面性が耕されていく。そしてところが広く深くなる。そしてところが活性化されるんだと、そういう風になると色々な見るものや色々なことに対して敏感に感じるようになって、それによってところがさらに深く動かされるようになって、快さや充実感、満足感をもつようになってくるんだと。そういう中において、さらに新しい内的なところの中の湧きが見えてきたらさらにそういうものを求め、人や物など外的な世界に働きかけていけるようになるんだらうと、そういうところを育てる。それが出来れば、教育もきっとそれについてくるのではないかと教えられ教える。その両面も非常に上手く進むのではない

か。このように梶田学長は申しているわけであります。

私も大学生生活46年が過ぎましたけれども、大学での研究室の学生には同じような感じで、「まずはこころ」ということをずっと言ってまいったわけであります。ですから、私は行動心理学や行動科学などをベースにしてやってきたわけでありますが、その基本となるところはいかにこころを活性化していくのか、こういうことだったんだろうと思います。

これを今の教育委員会に置き換えると、やはり委員会全体がこころ豊かに楽しい、そういう教育委員会の場や環境というものがまずは作られるということが第一であろうと思います。子ども達もそうであるように、それはやはり方向性を指し示す教育委員会の中全体がこころ豊かに皆で進むことが出来れば、現場の方もどんどん同じように変化するのではないかと。そのためには、こうあるべきでなければならぬということも非常に重要であると思いますが、まずは現場が今どういうことで悩み、悲しみ、痛んでいるのかということをつ1つ1つ見定めて、その中に優しい心遣いを導入してやる。そして手を差し伸べてやるというような環境づくり、そういうものが出来れば、もっともっと交野の教育全体というのはさらに発展できるのではないかと。こういう風に今まで考えておりました。

本当に皆さん方にはどう言ってお礼を述べたら良いか分からないほど、皆さんから多くのご教授を承ってまいりました。まだ歳も70歳ですから、お呼びが来るまではもう少しあるかなと思いますので、今後皆さん方何かありましたら声をかけていただき、たまには遊びにも連れ出していただけたら大変有難いなと思います。これをもちまして、私のお礼の言葉とさせていただきます。

皆さん、大変お世話になりありがとうございました。

松下教育次長     ありがとうございました。

それでは、続きまして、教育委員会を代表いたしまして八木教育長から感謝の言葉をお願いしたいと思います。

八木教育長       では、一言ご挨拶をさせていただきます。少し長いんですが、すみません。

この13日をもって教育長職務代理者をご退任される羽石先生にお礼のご挨拶を述べさせていただきます。

まずはじめに、私的なことからお話しさせていただきますが、私が今から25年前、私が42歳の時に初めて交野市の指導主事選考を受けさせていただきました。その時羽石先生は、すでに今ご挨拶にもありましたように教育委員をされておりました。

ですから、その面接試験の際に多分羽石先生からもご質問をいただきました。その時の質問で1番印象に残っていた質問が羽石先生のご質問なのか他の委員さんのご質問なのか分かりませんが、「あなたは教育の目的は何だと考えていますか？」という質問をされました。ひょっとしたら羽石先生のご質問だったのかと思いますが、それ以来教育委員会事務局の指導主事として、また、市内小・中学校の校長として、そして現在は教育長として四半世紀に渡ってお世話になってきました。

私は理系に特化したかなり偏狭な理系人間ですけれども、羽石先生は理系だけでなく幅広く研究されており、幅広い知識や広範な教養から適切・的確なご助言をいただけてまいりました。この度名誉教授としてお残りいただいているものの、大学の教官を退官されるという1つの区切りとして教育長職務代理者も退任されるということを極めて残念に思っております。

次に、交野市教育委員会教育長として申し上げます。先程申し上げました教育の目的ですが、教育基本法の第1条にそれは記載されております。その目的を実現するために地方自治体が行うべき行為を定めた法律が地方教育行政の組織及び運営に関する法

律の第4条第2項に、「教育委員の選任にあたっては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関する執権を有する者…」とございます。

交野市では、教育委員さんにご就任いただくにあたって、この地教行法の規定に加え、これまでの実績では大学教授の先生方、保護者の皆様、退職校長、医者、弁護士、あるいは企業の経営者の皆さんなどをお願いをしてまいりました。これは、日々のお仕事等で実際にされていることをそのまま教育現場に持ち込むことを期待しているのではなく、日々のお仕事やお立場で身に付けられた感性で教育行政を大所高所からご覧いただき、日々のご経験を義務教育の学校現場用、あるいは社会教育現場用に変換してご指導いただきたいとの思いで色々な職種の皆様をお願いしてきたものでございます。

羽石先生は、大学教授として日頃は大学生あるいは院生を相手にしているわけですが、小・中学生との関係として、私が指導員をさせていただいている少年少女発明クラブの通常活動を見学に来られたり、あるいはその野外活動である化石拾いに一緒にご参加いただいたこともありました。

先生ご自身、創作活動や化石に対するご興味はお持ちだったとは思いますが、義務教育年齢の子ども達の学校外の社会教育活動もご覧になりたいという思いもお持ちだったのではないかなと、私は今思っています。これは、理論や理屈に偏った論理ではなく、現場の実態に立脚した議論をするべきであるという先生の日頃のお考えの発露であったとっております。

先生はいつでも義務教育の学校の現場の状況や校長先生の気持ちに心を馳せながら、どうすればスムーズに学校現場に教育施策を浸透させることができるか心を砕いていただいております。こ

れは日々の対応や会議でも感じ取ることができました。

私は今までに何度か先生の大学の研究室や大学の生徒との懇談会にもお招きいただいたことがありました。そこでお話を聞か

せていただいた大学院生の皆様からも、先生のお人柄がしのがれるお話を聞かせていただきました。また、先生は多くの教え子さん達のご結婚のお仲人もされていると伺っております。一般的に仲人というのは、信頼できる人や尊敬できる人に頼むものです。これも先生の豊かな教養と温厚なお人柄のなせる業だと思っております。

この度大学を退官されるとともに教育委員を退任されることになりましたが、今後も私達にご指導・ご助言をいただきますようお願いいたします。お礼のご挨拶とさせていただきます。

28年間どうもありがとうございました。

松下教育次長

どうもありがとうございました。

八木教育長

それでは、これをもちまして第11回教育委員会定例会に付されました議案のすべてが終了いたしました。

引き続き協議会に移らせていただきます。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

\_\_\_\_\_

委員

\_\_\_\_\_